

ウェルネストラストの衛生講話

健康診断の結果を 次の行動につなげる

受けた後に迷わない、結果の読み方と相談の準備

合同会社ウェルネストラスト
2026年9月版



結果票を開き、案内を確認する

判定記号だけでなく、コメントと受診の指示まで読む。

再検査・精密検査・受診の勧めがあるか確認します。

記号の意味や期限が不明なら、健診機関に問い合わせます。

判定記号は健診機関によって異なります。

健診は、すべての病気を調べる検査ではない

結果が良好でも、気になる症状は別に相談。

01 健診で調べる項目には範囲があります。

02 症状があるときは、次の健診を待たずに医療機関へ相談します。

「異常なし」は、現在や将来のあらゆる病気が否定されたという意味ではありません。

前回の結果と比べると、変化が見える

数値一つより、自分の経過を相談の材料に。

過去の結果票を保管し、今回と並べて見ます。

体重、生活、勤務、治療などの変化も思い出します。

基準範囲からの外れ方だけで、病名や働けるかどうかを決めることはできません。

受診を勧められたら、予約につなげる

案内された時期を確かめ、日程を決める。

結果票に示された案内に沿って、医療機関へ相談します。

勤務と受診が重なる場合は、早めに職場へ調整を相談します。

症状がないからといって、受診の案内を放置しないことが大切です。

受診に持っていく情報

結果票と、普段の仕事・治療の情報を用意。

01 今回と過去の健診結果、薬の情報、気になる症状を持参します。

02 夜勤、運転、重い物を扱う仕事など、業務内容も伝えます。

「仕事は事務です」だけでなく、勤務時間や残業、移動の多さなども説明できると相談が具体的になります。

治療の相談と、働き方の相談は役割が違う

主治医と産業医、それぞれに必要な情報を。

主治医は、病気の診断や治療について相談する相手です。

産業医などは、健康状態と業務を踏まえた就業上の配慮を助言します。

受診しただけで、会社側の健診後対応がすべて終わるわけではありません。

会社も、結果に応じた対応を進める

規模にかかわらず、法定健診後の措置が必要です。

会社は、異常所見のある人について、必要な措置に関する医師等の意見を聴きます。

意見を踏まえ、本人の状況を確認して就業上の措置を検討します。

産業医の選任義務がない小規模事業場でも、この対応は必要です。

健康情報は、必要な相手に必要な範囲で

結果票を職場全体で共有する必要はありません。

- 01 会社の取扱規程に沿った窓口・方法で情報を渡します。
- 02 共有先や目的が分からなければ、提出前に担当者に確認します。

法定健診結果の取扱いと、治療内容など追加の情報の取扱いは区別が必要です。

場面で考える：忙しくて予約できない

例：受診の勧めはあるが、数週間そのままになっている。

受診先と予約方法を確認し、予約できない理由を整理します。

時間の確保で困るなら、会社の窓口にご相談します。

周囲は「早く行って」で终えず、本人がどこで止まっているかを確認します。

結果票をしまう前のチェック

次にすることと、その日付を一つ書く。

受診・再検査の案内を確認し、必要なら予約します。

結果票を保管し、仕事上の困りごとは会社の窓口へ相談します。

例：「今週中に健診機関へ受診先を確認する」。

資料と活用について

職場の連絡先や手順を添えて、読み合わせにお使いください。

一般的な情報提供の資料です。個別の診断・就業判断は、
医療機関や産業医等にご相談ください。

主な一次資料（確認日：2026年9月29日）

東京労働局 | 健康診断の実施と事後措置の概要

厚生労働省：健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の改正通知

群馬労働局 | 健康診断を実施しましょう